

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法により事業者の努力義務とされてきましたが、昨年、一般公衆も対象として、その対策の強化を図った健康増進法改正が行われ、来年4月から全面施行されます。

厚生労働省では、受動喫煙を防止するため、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

1回目の説明会 日時：令和1年11月7日(木) 13時00分から16時30分

場所：京都経済センター6階 6-B会議室(四条室町)

2回目の説明会 日時：令和1年11月11日(月) 13時00分から16時30分

場所：宇治市商工会議所 3階第一研修室(宇治市役所南側)

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組(安衛法改正の内容含む。京都労働局主任地方衛生専門官が講義予定。)

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。下記申込に記載してファックスで送っていただいても結構です。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部

FAX：075-823-0527 メールアドレス：takada@hokenkai.jp

申込期限：11月1日(金)

参加費：無料(テキスト等も無料で配布します)

問合せ先：上記参加要領に記載のFAX または メールアドレスへ

一般財団法人京都工場保健会環境保健部内 高田または佐本まで

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込

ファックス番号：075-823-0527

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部事務局

1回目 11月7日 2回目 11月11日 の説明会に参加します。

上記のどちらかに○をしてください。

事業場名： _____ 所属： _____

参加者のお名前： _____

ご連絡先： _____ 電話番号： _____